

幼保連携型以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定にあたって

1. 認定こども園の類型について

認定こども園については幼保連携型認定こども園とその他3類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）に分けられる。それぞれの違いについては以下の表のとおり。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園＋保育所機能）	児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）	幼稚園機能＋保育所機能
基準 (下線部は30年度から)	幼保連携型の認可 (札幌市)	幼稚園の認可（北海道）＋ <u>幼稚園型の認定（札幌市）</u>	保育所の認可（札幌市）＋ <u>保育所型の認定（札幌市）</u>	<u>地方裁量型の認定（札幌市）</u>

※認定・・・教育・保育の提供及び子育て支援を行う機能を備えている認定こども園と認める行為

2. 条例を制定するにあたっての基本的な考え方

平成 29 年 4 月 26 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 29 年法律第 25 号）により、これまで北海道が所管していた幼保連携型以外の認定こども園の認定権限等が平成 30 年 4 月 1 日より本市に移譲されることとなり、それに伴って、本市で幼保連携型以外の認定こども園の認定に係る設備及び運営に関する基準（以下、認定基準）を定めることが必要となったため、条例を新設して定めることとする。

認定こども園類型	都市区分	～平成 29 年度	平成 30 年度～
幼保連携型 (認可)	指定都市	○	○
	中核市	○	○
	市町村	×	×
幼保連携型以外 (認定)	指定都市	×	○
	中核市	×	×
	市町村	×	×

今回、本市が認定基準を定めるにあたっては、北海道からの権限移譲という性質から「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例」で定められた基準を基本に考えている。

その上で、本市の幼保連携型認定こども園条例における基準との並びや、本市が従来保育園等に対して上乗せして定めている基準を踏まえた認定基準としたい。

3. その他

- ・札幌市自治基本条例の趣旨に基づいて、簡易パブリックコメントを実施（12/9～1/7）
- ・平成 30 年第 1 回定例市議会に議案提出予定